

被留置者の留置に関する訓令の運用について（通達）

〔最終改正 令和 8. 5. 19 例規交指第23号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、被留置者の留置に関する訓令に関する細部事項について定めたもので、平成19年8月17日から実施しています。

その内容は、

- 留置施設の管理運営に関すること
  - 新たに被疑者を留置しようとするときの留置手続、委託留置を要請するときの手続、留置業務管理者の指揮等に関すること
  - 護送要領に関すること
  - 被留置者に支給する糧食等給食衛生に関すること
- 等です。